監査公表第20号

平成25年5月7日付けで公表した「財政的援助団体等との取引(主に補助金、委託料)について」に関する包括外部監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成 26 年 3 月 25 日

福岡県監査委員 小串 正伸

同 伊藤 龍峰

同 行正 晴實

同 田中 正勝

2 5 人第 1 3 9 4 号 平成 2 6 年 2 月 2 4 日

 福岡県監査委員
 小串
 正伸
 殿

 同
 伊藤
 龍峰
 殿

 同
 田中
 正勝
 殿

福岡県知事 小川 洋

平成24年度包括外部監査の結果に係る措置について (通知)

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

講じた措置等

1 財団法人福岡県市町村振興協会

① (意見)本団体に対する指導監督の徹底について

県は本団体を指導監督する立場として、交付金の使途である各種事業が効果的かつ効率的に行われるよう指導する責任がある。

したがって、県は本団体に対する指導を強化 し、本団体のガバナンスをより強化することが望まれる。

指導の強化に当たっては、定期的に検査を実施するとともに、検査結果に対する措置状況を継続的にモニタリングすることが必要である。

また、監査の結果、交付金の使途として不適切と思われる事例が見受けられた。

県は、地方自治法第221条第2項の規定に基づき、交付金を財源とした補助金等の終局の受領者に対しても、必要に応じ、調査することが望まれる

本団体の監督官庁として、引き続き事業計画書や財務諸表等の事業報告の審査を適切に行うとともに、少なくとも3年に1回の定期的な立入検査を実施することとし、その結果に対する本団体の措置状況については、適宜文書による報告を求め、改善状況を継続的に把握するように改めた。

また、予算の執行の適正を期するため、交付金を財源とした補助金等の終局の受領者に対し、事業報告や立入検査等により事業の内容に疑義が生じた場合に調査を行う。

2 財団法人福岡県国際交流センター

① (意見)福岡県国際交流センター補助金の補助対 象経費の明確化について

定額補助金は廃止すべきであり、精算補助金に 一本化すべきである。

事業費補助金と運営費補助金を補助金交付要綱上も区分したうえで、事業費補助金を前提に再設計すべきである。その際、交付目的、補助対象経費及び補助率を明確にするべきである。

運営費補助金を交付する必要がある場合は、交付目的、補助対象経費及び補助率を明確にするだけでなく、限定的に交付すべきである。

予算資料に派遣職員の給与に関する記載があることは、本補助金を派遣職員の給与として支出することを予定していたと評価されかねず派遣法第6条第1項、第2項の趣旨に反するとの誤解を招きかねない。また予算資料に県退職者に関する記載があることは県退職者が存することをもって補助金支出を予定していたと評価されかねない。人件費を積算した根拠の説明が不十分であり、予算資料を適切な記述に改めることが必要である。

平成25年度に補助金交付要綱を見直し、交付目的、 補助対象経費及び補助率を明確にした。

また、平成26年度から、全ての定額補助を廃止して 精算補助とするよう見直すこととした。

補助金の予算額を算定する際の人件費の積算は、 標準的な単価に基づいて行うよう徹底し、予算資料を 積算に応じた適切な記載とした。

② (結果)青少年国際理解促進支援事業業務委託 及び留学生地域就職応援事業業務委託におけ る再委託承認手続の不備について

本団体は、再委託に関し、書面による承認を得ておらず、契約に違反している。

例外的に県が再委託の承認を行う場合、県は、 再委託を行う際の手続を委託先に遵守させ、再 委託を行う合理的理由、再委託先が適切な業務 遂行能力を有しているか等を考慮して慎重に審 査し、再委託先の選定に当たり随意契約等競争 性のない契約方式がとられる場合には、その適切 性を審査し、再委託の承認後、委託先によって再 委託先が適切に管理されるようモニタリングを行う よう留意することが望ましい。 団体に対して、再委託を行う際には、契約に基づき書面による承認を得るよう指導した。

再委託の必要がある場合は、再委託は例外的に承認するものであるという原則に立ち、再委託先の業務遂行能力や再委託予定金額を勘案し、慎重に審査した上で、承認を行うこととする。

講じた措置等

- 3 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
 - ① 明るい長寿社会づくり推進機構事業に係る諸論 点について
- ①-1 (意見)委託料① 明るい長寿社会づくり推進機構 事業業務委託(福祉総務課所管分)に係る委託 内容の明確化について

県は仕様書に業務内容を明確に記載する必要がある。これによって、県は、受託業者が仕様書の業務内容を遵守して事業を実施したか検査する基準が明確となり、業務実績を適切に把握することができ、これを基に業務実績を適切に評価することができる。

業務の効率化や不要不急な事務の再点検に取り組む中で、平成23年度をもって業務委託を廃止した。

①-2 (意見)委託料② 明るい長寿社会づくり推進機構 事業業務委託(県民文化スポーツ課所管分)に 係る再委託の見直しについて

当初から委託先として県老連を想定したうえで、 高齢者向けのスポーツ大会の開催を県が企画立 案し、これに基づき仕様書を作成するのであれ ば、県老連へ直接委託することを検討すべきであ る。これにより、県老連が実施した高齢者向けのスポーツ大会の内容を直接把握することができ、事 業の評価をより適切に行うことが可能となる。ま た、今まで発生していた管理費分のコスト節減が 見込まれる。

平成25年度から、(公社)福岡県老人クラブ連合会へ 直接委託とした。

①-3 (意見)福岡県明るい長寿社会づくり推進センター運営費補助金の廃止及び福岡県明るい長寿社会づくり推進センターに係る各業務委託の人件費積算の見直しについて

本補助金が補助対象としてきた業務委託の事業に係る人件費は、各業務委託の契約金額の中に反映すべき事項であることから、本補助金は廃止し、各事業の実施に本来必要な金額を委託料として適切に算定するべきである。

平成25年度から、補助金は廃止し、各事業に必要な 金額を委託料として積算し、反映するよう見直した。

② (意見)本団体に対する業務委託における特命 随意契約の見直しについて

本来、特命随意契約は、適切な競争により業者が決定されているかという競争性、特定の業者に不当に利益がもたらされることがないかという公平性、業者選定の手続が明確であり必要な情報が公表されているかという透明性に課題のある契約方式である。

このため、県は、特命随意契約の特殊性を踏まえ、特命随意契約は、きわめて例外的なものに限るべきである。

各業務委託は、民間事業者等へ委託できる可能性があり、特命随意契約によらざるを得ないことが明らかであるとはいえない。

県は、現在の特命随意契約の見直しについて 検討を行うべきである。

それでもなお特命随意契約による場合は、検討結果を踏まえ、特定の者に限る具体的理由を明確にする必要がある。

特命随意契約理由が不十分とされた7件の契約のうち以下の5件の契約について、平成26年度から企画提案公募方式への見直しを行うこととした。

- •福祉•介護人材育成就業促進事業
- ・キャリアアップ支援研修事業
- •相談支援従事者研修事業
- ・介護実習・普及センター事業
- •身体拘束廃止推進研修業務

残る2件のうち、高齢者総合相談センター事業は平成25年度までで廃止する。

また、障害者福祉情報センター運営事業については、業務の効率化のため、平成24年度から総合福祉センター福祉関連情報システム等管理運営業務へ統合し、引き続き本団体に特命随意契約により業務委託している。

県では、平成25年度に、外郭団体等との特命随意契約について一斉点検を行った。この中で、当該業務については、「業務内容を熟知していることや、福祉情報の収集整理・外部への提供という専門性が含まれることなどから、本業務を最も的確かつ確実に実施できるのは本団体以外にない」として今後も特命随意契約を継続することとした。

講じた措置等

③ (意見)福祉・介護人材マッチング支援事業委託 における委託内容の明確化について

県は、仕様書に業務の内容を詳細に記載する 必要がある。

これによって、県は、受託業者である本団体が 仕様書の業務内容を遵守して事業を実施したか 検査する基準が明確となり、業務実績を適切に把 握・評価することができる。

平成25年度契約から、相談支援の内容やセミナー の回数など、具体的な業務内容の詳細を仕様書に明 記するよう見直した。

④ (意見)福岡県社会福祉協議会運営費補助金の 補助対象経費に係る審査の適切な実施について 補助金を交付するうえで、補助対象経費を正確

に把握することは、県の重要な責務である。 県は、本団体からの実績報告の内容について、

集計されている内容を精査し、適切に審査するこ とが望まれる。

今後は、さらに内容を精査し、適切な審査を行う。 なお、平成25年度に補助金交付要綱を見直し、団体 の運営に対する補助から、団体が行う事業に対する補 助へと再整理した。

⑤ (意見)福岡県社会福祉協議会運営費補助金の 補助対象経費及び交付基準の明確化について

本補助金は運営費補助金であることから、補助 金交付要綱に補助対象経費及びその具体的な 算定方法を明確に規定し、補助金には原則として 終期を設け、補助対象団体の財政状態、経営成 績を考慮したうえで、補助金の算定を行うべきで あることに留意して補助金を限定的に交付すべき である。

補助対象経費の計上範囲の明確化等を図り、平成 25年度から補助金交付要綱の見直しを行った。

補助の必要性については、毎年度、財務状況を見て 判断しているが、事業効果の検証を行うという観点から も、上記の要綱見直しにおいて終期を設けた。

⑥ (意見)補助金及び業務委託に係る審査及び検 査手続の具体化について

県は、補助金及び業務委託の内容を踏まえ、事 業ごとに審査等の手続を具体化し、例えば金額 が大きいものは本団体まで赴き支出の実績を閲 覧する、金額が小さいものであっても支出実績の 内容を適切に把握する等の審査等の具体的な手 法を定める必要がある。

事業実績の内容を適切に把握するなどの審査につ いては、平成25年度から委託先の現地を訪問するな ど、関係書類を閲覧し確認することとした。

⑦ (意見)補助金に係る補助対象経費及び業務委 託に係る積算経費のあり方について

予算資料に県退職者に関する記載があることは 支出を予定していたと評価されかねない。人件費 を積算した根拠の説明が不十分であり、予算資料 を適切な記述に改めることが必要である。

補助金の予算額を算定する際の人件費の積算は、 県退職者が存することをもって委託料又は補助金標準的な単価に基づいて行うよう徹底し、予算資料を | 積算に応じた適切な記載とした。

講じた措置等

4 財団法人福岡県環境保全公社

① (意見)財団法人福岡県環境保全公社運営事業 費補助金の廃止及びリサイクル総合研究セン ター業務委託の見直しについて

運営費補助金の目的を達成するための事業内容が、センター業務の範囲内であれば、センター業務に一本化し、運営費補助金を廃止することが望まれる。

そのうえで、県は、委託の目的及び団体が実施する具体的な業務の内容を契約書及び仕様書において明確に定めるとともに、事業計画及び事業報告について適切に審査することが望まれる。

平成25年度から、理事会の開催等に伴う経費については、法人の基本財産の運用益で賄うこととし、運営費補助金を廃止した。

業務委託については、委託の目的及び実施する具体的な業務内容を、本契約の仕様書にて明確にした。

② (結果)業務委託における再委託承認手続の不備について

本団体は、再委託に関し、書面による承認を得ておらず、契約に違反している。

例外的に県が再委託の承認を行う場合、県は、 再委託を行う際の手続を委託先に遵守させ、再 委託を行う合理的理由、再委託先が適切な業務 遂行能力を有しているか等を考慮し、慎重に審査 し、再委託先の選定に当たり随意契約等競争性 のない契約方式がとられる場合には、その適切性 を審査し、再委託の承認後、委託先によって再委 託先が適切に管理されるようモニタリングを行うよ う留意することが望ましい。

平成25年度から、県からの委託業務の一部を再委託する場合は、必ず書面による承認を受けるよう指導し、再委託の適切性等を審査の上、承認の可否を決定した。

また承認の際、委託契約の適正な履行確保のために、再委託先の業務の処理状況を適切に管理するよう条件を付した。

③ (意見)業務委託における再委託先選定手続等 に関する適切な審査の実施について

本来、特命随意契約は、適切な競争により業者が決定されているかという競争性、特定の業者に不当に利益がもたらされることがないかという公平性、業者選定の手続が明確であり必要な情報が公表されているかという透明性に課題のある契約方式である。

このため、県は、特命随意契約の特殊性を踏まえ、特命随意契約は、きわめて例外的なものに限り、随意契約であっても原則は2人以上の者から見積書を徴することを徹底するよう指導する必要がある。

また、県が本団体に対して行う再委託の承認については、書面による承認によることとし、再委託先の選定に当たり随意契約等競争性のない契約方式が採られる場合には、その内容を適切に審査することが望ましい。

再委託先の選定の際は、県の財務規則に準じて行い、契約にあたっては、競争入札を基本とし、随意契約の場合でも2人以上の者から見積書を徴することを徹底するよう指導した。

なお、特命随意契約によらざるを得ない場合は、その 理由を明確にするよう指導し、上記のとおり再委託の 適切性等を審査の上、承認の可否を決定した。

5 社団法人福岡県トラック協会

① (意見)交付金を財源とした事業実施過程における審査等の強化について

県は、資金提供者として、補助対象となった事業の実施過程における審査及び指導等を強化することが望まれる。

なお、今後、筑後地区を除く3地区の緊急物資輸送センターの建設が予定されている。

これらの建設事業も含め、審査及び指導等の強化に当たっては、福岡県補助金等交付規則第5条に基づく交付の条件として、補助事業等を行うため締結する契約に関する事項に契約方法及び業者選定方法等の事前協議を要請することを定めるなど検討することが望まれる。

福岡県補助金等交付規則第5条に基づく補助金交付の条件については、平成25年度に見直しを行い、全ての補助対象事業に係る事務手続きに透明性と客観性を確保することを明記した。

さらに、団体に対し、緊急物資輸送センターの整備にあたっては、業者選定の評価基準や選定理由を明確にするよう指導した。

また、交付申請前の事前協議や交付決定後の必要に応じた協議において、上記の見直し内容をはじめとした適正な事業執行について指導する。

講じた措置等

6 財団法人福岡県中小企業振興センター

① (意見)本団体に対する福岡県中小企業団体組 織強化対策費補助金のあり方について

本団体に対する補助を行う場合には、補助金交付要綱に、本団体の事業内容を踏まえたうえで、 補助事業の定義、補助対象経費の区分及び補助 率について明確に記載する必要がある。

また、必要に応じて、本団体に対する補助金交付要綱を別途制定することも検討するべきである。

予算資料に派遣職員の給与に関する記載があることは、本補助金を派遣職員の給与として支出することを予定していたと評価されかねず、派遣法第6条第1項、第2項の趣旨に反するとの誤解を招きかねない。また予算資料に県退職者に関する記載があることは県退職者が存することをもって補助金支出を予定していたと評価されかねない。人件費を積算した根拠の説明が不十分であり、予算資料を適切な記述に改めることが必要である。

平成25年度に本団体に対する補助金交付要綱を見直し、平成26年度から適用する交付要綱において補助事業の定義、補助対象経費の区分及び補助率を明確に記載することとした。

その際、各団体に対する補助金交付要綱を個別に 制定する。

補助金の予算額を算定する際の人件費の積算は、 標準的な単価に基づいて行うよう徹底し、予算資料を 積算に応じた適切な記載とした。

② (意見)本団体に対する福岡県中小企業団体組 織強化対策費補助金(事業費分)の交付のあり 方について

交付申請書等の関係書類をみると、県に対する 土地賃借料に充てるため本補助金を支出するこ とを予定していたと評価されかねない。このため、 関係資料を適切な記述に改めることが必要であ る。

本補助金の事業費に係る部分について、本団 体の事業内容を踏まえたうえで、補助金交付要綱 に補助事業の定義、補助対象経費の区分及び補 助率について明確に記載する必要がある。

さらに、県として、限られた財源の有効活用の観点から、補助金の交付に当たっては、その事業の支出面だけでなく、収入も考慮して運用することが望まれる。

交付申請書等の関係資料については、平成25年度より適切な記述に改めた。

補助金については、平成25年度に本団体に対する 補助金交付要綱を見直し、平成26年度から適用する 交付要綱に補助事業の定義、補助対象経費の区分及 び補助率を明確に記載することとした。

③ (意見)小規模企業者等設備導入資金支援対策 費補助金の補助対象経費の明確化について

本団体に対する補助を行う場合には、補助金交付要綱に、本団体の事業内容を踏まえたうえで、 補助対象経費の区分及び補助率について明確 に記載する必要がある。

予算資料に派遣職員の給与に関する記載があることは、本補助金を派遣職員の給与として支出することを予定していたと評価されかねず派遣法第6条第1項及び第2項の趣旨に反するとの誤解を招きかねない。人件費を積算した根拠の説明が不十分であり、予算資料を適切な記述に改めることが必要である。

平成25年度に本団体に対する補助金交付要綱を見直し、補助事業の定義、補助対象経費の区分及び補助率を明確に記載した。

補助金の予算額を算定する際の人件費の積算は、標準的な単価に基づいて行うよう徹底し、予算資料を 積算に応じた適切な記載とした。

講じた措置等

7 福岡県中小企業団体中央会

① (意見)本団体に対する福岡県中小企業団体組 織強化対策費補助金のあり方について

本団体に対する補助を行う場合には、補助金交付要綱に、本団体の事業内容を踏まえたうえで、 補助事業の定義、補助対象経費の区分及び補助 率について明確に記載する必要がある。

また、予算資料に県退職者に関する記載があることは県退職者が存することをもって補助金支出を予定していたと評価されかねない。人件費を積算した根拠の説明が不十分であり、予算資料を適切な記述に改めることが必要である。

平成25年度に本団体に対する補助金交付要綱を見直し、平成26年度から適用する交付要綱に補助事業の定義、補助対象経費の区分及び補助率を明確に記載することとした。

補助金の予算額を算定する際の人件費の積算は、標準的な単価に基づいて行うよう徹底し、予算資料を 積算に応じた適切な記載とした。

② (意見)福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金交付要綱に係る補助対象事業及び補助対 象経費の明確化について

各団体に対する補助金は、補助金交付要綱に必要な事項を明確に規定したうえで交付する必要がある。

本補助金の場合は、補助金交付要綱第2条に 規定されている補助事業の定義を、団体ごとに整 理したうえで明確に規定するとともに、補助対象 経費の区分及び補助率についての記載も同様に 明確にすることが必要である。

また、予算資料に県退職者に関する記載があることは県退職者が存することをもって補助金支出を予定していたと評価されかねない。人件費を積算した根拠の説明が不十分であり、予算資料を適切な記述に改めることが必要である。

その際、各団体に対する補助金交付要綱をそれぞれ制定することも検討することが望まれる。

平成25年度に本団体に対する補助金交付要綱を見直し、平成26年度から適用する交付要綱に補助事業の定義、補助対象経費の区分及び補助率を明確に記載することとした。

その際、各団体に対する補助金交付要綱は個別に 制定する。

補助金の予算額を算定する際の人件費の積算は、 標準的な単価に基づいて行うよう徹底し、予算資料を 積算に応じた適切な記載とした。

8 財団法人福岡県建設技術情報センター

① (意見)耐震診断業務に係る委託及び再委託に 係る手続及び内容の適切性について

随意契約を採用する際には、客観的にみて納得性のある採用理由及び受託者の選定理由が必要となり、明確に文書化されていることが求められる。

学校施設の耐震診断業務という業務の特殊性 や効率的に業務を実施する必要性を考慮すると しても、今後は、競争性のある契約方式を導入す ることを検討することが望まれる。

また、県が直接業務を委託することとし、本団体が県の業務を補助する必要があれば、その部分について別途業務を委託する契約形態の採用を検討することも望まれる。

平成24年度以降、耐震診断業務に係る委託については、耐震診断等の技術力に長けた構造事務所に直接委託するよう見直した。

受託者は、3者以上から見積書を徴して決定するよう見直し、競争性のある契約方式とした。

なお、さらなる競争性・透明性を確保するため、平成26年度からの競争入札による契約方式への見直しを検討中である。

講じた措置等

9 財団法人福岡県下水道公社

① (意見)流域下水道事業に係る施設維持管理委託のあり方の検討について

流域下水道事業に係る処理施設の管理運営方法については、県及び本団体として品質を確保しつつさらなるコスト削減に取り組むことや、本団体を介さず県が直接実施することについても検討することが望まれる。

また、国における検討状況や他府県における事例等を参考に、長期的視点にたったサービスの向上とコストの削減が望まれる。

さらに、下水道事業における財政状況を的確に 把握し、民間活力のより一層の導入を図るため、 地方公営企業法を適用することについても検討 することが望まれる。 団体においては、これまでも民間委託の拡大等による県派遣職員の削減などコスト削減に取り組んできたが、今後、さらなるコスト削減に取り組んでいく。平成25年度から民間委託の拡大により維持管理経費を削減するとともに、より効率的な維持管理が可能となる設備がないか、検討を開始した。平成26年度以降もコスト削減策の検討を継続する。

また、より望ましい管理運営方法について、流域ごとにコスト、危機管理への対応、将来にわたる維持管理の技術レベルの確保等の観点から十分検討し、関連市町と協議を進めていく。

公営企業法の適用については、国の検討会議等の 状況を見ながら検討を行う。

平成25年度から、指名競争入札(直接発注)とした。

10 福岡県住宅供給公社

① (意見)駐車場整備工事業務委託に係る県直轄 による事業の実施について

県営住宅にかかる駐車場整備工事を本団体へ業務委託する場合には、外部委託することによって効果的又は効率的に業務を行えることを検証のうえ、業務委託を行う際の事前伺い文書等に明確に記載するべきである。効果的又は効率的であることが明確でない場合には、駐車場の新設工事と同様に外部委託せず県で直接実施することが望ましい。

随意契約理由を整理のうえ、業務委託を行う際の事前伺い文書等に明確に記載するべきである。

また、工事施工に関する監理業務が本団体及 び建技センターの2者に重複して委託されている ような外観については、本団体が行う監督業務と 建技センターが行う監理業務が明確に区分され ていることがわかるように業務委託仕様書等にお いて明記しておくことが望ましい。

> _____ 命随

② (意見)電波障害対策業務委託における特命随 意契約の見直しについて

本業務については、撤去業務とそれ以外の業務に発注単位を分割するなどにより競争性のある契約方式を導入することについて十分検討する必要がある。

県は、現在の特命随意契約の見直しについて 検討を行うべきである。

それでもなお特命随意契約による場合は、検討結果を踏まえ、特定の者に限る具体的理由を明確にする必要がある。

当該業務については平成23年度で終了した。

③ (意見)指定管理者制度の見直しに係る留意事項

県営住宅の管理については、指定管理者制度 又は管理代行制度、あるいは両方を併用する方 式などが考えられ、県営住宅の管理の特性等を 踏まえ管理方法を検討していくことが望まれる。

指定管理者制度を活用する場合には、指定管 理者制度が民間事業者の有するノウハウを活用 して、公の施設を効果的効率的に運用し行政 サービスを充実化することが主な目的であること に鑑み、民間事業者ができるだけ参入しやすい 環境の整備に留意することが望ましい。

④ (意見)予定価格及び最低制限価格の事前公表 の見直しについて

最低制限価格の事前公表を見直し、事後公表 等へ変更することを検討することが望ましい。ま た、予定価格についても、必要に応じて同様の検 討を行うことが望ましい。

講じた措置等

平成26年度以降の指定管理者の募集では、現行の 管理運営の内容及び参入にあたって必要となる経費 や管理運営のコストを民間事業者が詳細に検討するこ とができるよう、既に民間事業者が参入している他自治 体の募集要領や業務仕様書を参考にして見直し、公 募を行った。

今後、公募の結果を踏まえ、県営住宅の管理のあり 方について、管理代行制度への移行も視野に検討を 進める。

予定価格等の事前公表には長所短所があるものの、 福岡県では、不正行為を防止し公平性を図る観点か ら、予定価格等の事前公表を実施している。

住宅供給公社においても、公社の判断で県と同様の 制度を採用していることから、県が見直しの検討を求め ることはできない。

一般財団法人福岡県建築住宅センター 11

① (意見)財団法人福岡県建築住宅センター運営費 補助金のあり方について

本補助金は平成24年度において交付を中止し ているが、もっと早期に本補助金の是非と金額の 妥当性を検討すべきであったと考える。今後、再 び本補助金を交付する際には、交付要綱を抜本 的に改正すべきである。

平成24年4月1日の一般財団法人への移行に伴い 補助金を見直して廃止した。今後、再び本補助金を交 付する際には、補助金交付要綱において補助対象経 費、補助率等の明確化を徹底する。

② (意見)交付目的及び補助対象経費が類似する 補助金の整理統合について

県は、本団体における補助事業の執行状況を 詳細に把握し、補助金の整理統合について検討 することが望まれる。その際、補助金の交付要綱 において、補助対象経費の区分を明確にすること が望ましい。

補助金の整理統合について検討した結果、平成25 年4月1日に補助金交付要綱の改正を行い、補助対象 経費の区分を明確にした。

③ (意見)福岡県住宅関連研修事業補助金の対象 経費の適切な審査について

本団体から補助事業の実績報告を受け、額の の内訳についても確認することが望まれる。

平成24年度の額の確定を行った際、事業者に補助 確定を行う場合、県は、その金額だけではなく、そ対象経費の内訳書を提出させ、対象経費として適切か 確認を行った。今後も、同様に確認を行う。

④ (意見)委託業務における特命随意契約の妥当 性について

本来、特命随意契約は、適切な競争により業者 が決定されているかという競争性、特定の業者に 不当に利益がもたらされることがないかという公平 性、業者選定の手続が明確であり必要な情報が 公表されているかという透明性に課題のある契約 方式である。

このため、県は、特命随意契約の特殊性を踏ま え、特命随意契約はきわめて例外的なものに限 定する必要がある。

特命随意契約理由が不十分とされた3件及び類似の 1件の契約について、以下のとおり見直しを行い、平成 25年度から実施した。

○センター以外の印刷会社等に直接委託(3件)

- ・建築物の耐震化促進のための広報パンフレット作
- •福岡県長期優良住宅普及促進事業広報業務
- 県営住宅再生団地計画策定業務
- ○2者以上見積もり合わせに変更
- ・福岡県美しいまちづくり建築賞運営業務

⑤ (意見)委託契約に係る見積り内訳書の徴取等による契約額の適正性の確保について

県が委託事業をするに当たり、随意契約は契約 方法としてはあくまで例外であることから、取引の 透明性及び取引価格の適正性について確保す べきである。そのため、本団体から徴取する見積 書は総額だけではなく、その積算根拠である内訳 についても入手し、事業実施後に実際に要した経 費と比較とすることが望まれる。

また、公益法人であれば、必要以上の内部留保 は必要ではないため、委託事業について、委託 料と実際に委託事業に要した経費の差額を県に 返納させる精算方式を導入することについても検 討することが望まれる。

⑥ (結果)委託事業の再委託に係る承認手続の不 備について

本団体は、再委託に関し、書面による承認を得ておらず、契約に違反している。

例外的に県が再委託の承認を行う場合、県は、 再委託を行う際の手続を委託先に遵守させ、再 委託を行う合理的理由、再委託先が適切な業務 遂行能力を有しているか等を考慮し、慎重に審査 し、再委託先の選定に当たり随意契約等競争性 のない契約方式がとられる場合には、その適切性 を審査し、再委託の承認後、委託先によって再委 託先が適切に管理されるようモニタリングを行うよ う留意することが望ましい。

⑦ (意見)委託業務における状況の把握及び早期 の対応について

県が委託する事業は、本来県が行うべき業務を 行うものであるため、その対価性が求められる。し たがって、県は、当該事業の進捗状況を適宜把 握し、早期に対応することが望まれる。

講じた措置等

平成25年度から、見積書提出の際、相手方に見積金額の内訳書を提出させ、経費の確認を行うこととした。 なお、委託業務は、契約時から業務量が変動する要因はなく、精算の必要性はない。

平成25年度から、再委託が必要な場合は、再委託の合理的理由や契約方式、契約金額、再委託先が適切な業務遂行能力を有しているかについて記載した書面を委託契約の相手方に提出させ、再委託先と随意契約等競争性のない契約方式による場合は、その適切性も含め慎重に審査した上で、書面による承認を行うこととした。

承認に当たっては、再委託先の業務の処理状況を 適切に管理するよう条件を付し、委託契約の適正な履 行確保のために、必要があると認めるときは、報告を求 める等必要な措置を講じることとした。

指摘を受けた事業は平成23年度で終了している。 今後、同様の事業を委託する場合、進捗状況を適宜 把握し、必要に応じて契約変更を行う等の対応をする こととした。